

重要事項説明書

電気事業法第2条の13の規定に従い、お客さまが当社に電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）をお申し込みいただくうえでお客さまにご理解いただく必要のある重要事項について、以下の通り説明いたします。なお、需給契約の詳細については、当社ホームページ等で公開しております電気需給約款【プラスでんきプラン】【シングルプラン】（以下「約款」といいます。）でご確認いただけます。ご質問等があれば下記の窓口までお問合せください。

1.小売電気事業者およびお問合せ窓口

- ・西部ガス株式会社（住所：福岡市博多区千代1-17-1、登録番号：A0084）が小売電気事業者としてお客さまへの電気の供給を行います。
- ・電気に関するお問合せは、西部ガスお客さまサービスセンター（電話：0570-000-312）を窓口とし、平日9時から17時45分の間（停電や災害時は常時）で承ります。

2.需給契約の媒介事業者

- ・当社の需給契約については、以下の事業者が媒介を行うことがあります。お客さまとの需給契約について媒介を行う事業者は、電気需給契約申込書に記載する事業者とします。事業者の住所および連絡先につきましては、当社もしくは当社グループ会社のホームページをご参照ください。

㈱福岡ライフ、西日本住設㈱、㈱西商、西部ガスリアルライフ福岡㈱、㈱ビー・エイド中西、西部ガスくらしモット㈱、西部住機㈱、西部ガスリアルライフ北九州㈱、㈱総合システム、西部ガスリアルライフ熊本㈱、㈱インターライフ、㈱アコール、㈱ホームテック、星野管工設備㈱、西部ガスリアルライフ長崎㈱、西部ガスエネルギー㈱、久留米ガス㈱、(有)久留米ガスサービスショップ 久留米水道サービス㈱、大牟田ガス㈱、大牟田ガスリビング㈱、大牟田ガスエネルギー㈱、㈱サンケイガス

3.契約電流、契約容量、供給電圧および周波数

- ・契約電流は、10A以上であり、かつ、60A以下であること、または契約容量が6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であることといたします。
- ・お客さまが新たに電気をご利用される場合の契約電流または契約容量は、お客さまにお申込みいただいた内容を適用いたします。
- ・お客さまが、お申込み前にご契約されていた小売電気事業者（以下「旧事業者」といいます。）の需給契約から当社との需給契約へ変更を希望される場合は、旧事業者の需給契約終了時点の契約電流または契約容量をそのまま適用いたします。
- ・供給電圧は、100Vまたは200V、100Vおよび200Vのいずれかとし、周波数は60Hzとします。

4.需給契約の成立および契約期間

- ・需給契約のお申込みは、あらかじめ約款および本重要事項の内容にご承諾いただいたうえで、必要事項を明らかにしてお申込みいただきます。
- ・需給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- ・当社は需給契約の成立後、すみやかに契約の手続きが完了したことを、書面にてお知らせするものとし、当該書面をもって当社の承諾に代えさせていただきます。
- ・需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までとし、契約期間満了日に先だってお客さまより解約の申し出がない場合は、同一条件で契約を更新させていただきます。

5.需給開始日

- ・需給開始日は、お客さまと協議のうえ定めます。
- ・電気の供給を旧事業者から当社へ変更される場合の需給開始日は、特別な事情がある場合を除き、当社から送配電事業者への接続供給開始申込みと、旧事業者から送配電事業者への接続供給廃止申込みが共に完了した日から起算して8営業日2暦日（スマートメーターが設置済みの場合は1営業日2暦日といたします。）を加えた日以降といたします。
- ・需給開始日は、需給契約の締結後に改めて書面の郵送にてお知らせいたします。

重要事項説明書

6.検針日および料金算定方法等

- ・検針日は、送配電事業者が定めた日とし、検針日に送配電事業者が計量した値を使用電力量といたします。
- ・電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額を含みます。）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1月として算定いたします。ただし、電気の需給を開始した場合や需給契約の消滅または変更を行った場合は、日割計算をいたします。
- ・当社は原則として、お客さまの検針日が属する月の末日に料金を請求いたします。
- ・当社はお客さまのご使用量やご請求予定額などのお知らせを、原則として当社ホームページ上の会員制WEBサイト「西部ガスマイページ」にてお知らせいたします。
- ・当社は、需給契約の成立と同時に、「西部ガスマイページ」の会員登録を行います。

7.契約種別

- ・契約種別は、以下の通りといたします。料金表は別表をご参照ください。
 - 【電気と同一の需要場所で当社または当社が指定する事業者のガスをご契約いただいているお客さま】
 - 電流制限器等により契約電流を定めるお客さまは「プラスでんきプラン1」を適用いたします。
 - 契約主開閉器により契約容量を定めるお客さまは「プラスでんきプラン2」を適用いたします。
 - 【電気と同一の需要場所で当社または当社が指定する事業者のガスのご契約がないお客さま（当社が定める事業区域を需要場所とする場合に限ります。）】
 - 電流制限器等により契約電流を定めるお客さまは「シングルプラン1」を適用いたします。
 - 契約主開閉器により契約容量を定めるお客さまは「シングルプラン2」を適用いたします。
- ・なお、当社が指定する事業者は西部ガスエネルギー㈱（子会社を含む）、久留米ガス㈱、大牟田ガス㈱とします。
- ・当社のガスの最終保障供給を受けているお客さまは、電気と同一の需要場所で当社または当社が指定する事業者のガスのご契約がないお客さまとして扱います。

8.料金のお支払方法

- ・当社のガスをご契約いただいているお客さまの料金は、ガス料金と同一の支払方法（口座振替、クレジットカード払い、払込み）にてお支払いいただきます。
- ・当社のガスのご契約がないお客さま（当社が指定する事業者のガスをご契約いただいているお客さまを含みます。）の料金は、クレジットカード払いにてお支払いいただきます。ただし、クレジットカード会社との手続きが完了するまでの間は、払込みにてお支払いいただきます。

9.その他工事費等に関する費用

- ・お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加される場合で、これにともない供給設備等が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、当社が送配電事業者へ工事費等の負担を求められた場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- ・お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備（以下、「付帯設備」といいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。
- ・お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合で、送配電事業者との接続供給契約に基づいて当該送配電事業者から料金および工事費等の精算を求められた場合には、お客さまにその精算金を負担していただきます。

10.お客さまの申し出による契約の変更・解約

- ・他の小売電気事業者への供給の変更により需給契約を解約する場合は、変更先の小売電気事業者に供給のお申込みをしていただくことで、お客さまと当社の需給契約を解約することができます。当社への解約のご連絡は必要ありません。
- ・需給契約を変更する場合や引越し等により需給契約を解約する場合は、当社のお問合せ窓口までご連絡ください。
- ・当社が指定する事業者とのガス契約を解約する場合は、当社との需給契約の解約の申出があったものとして扱い、需給契約は解約となります。

重要事項説明書

11.当社からの契約の変更

- ・当社は、法令・条例・規則等の改正により約款の変更の必要が生じた場合や、その他当社が変更と判断した場合は、約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他供給条件は変更後の約款によります。
- ・約款の変更にもなう供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①当社ホームページや西部ガスマイページに記載する方法その他当社が適当と判断した方法により行うこと
 - ②供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみ説明、記載すること
 - ③契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称・住所、お客さまとの契約年月日、供給地点特定番号および当該変更をした事項のみ記載すること
- ・約款の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとまわらない内容の場合は、以下の通り行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明および契約変更前の書面交付は、変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること
 - ②契約変更後の書面交付をしないこと

12.当社からの契約の解約

- ・お客さまが料金の支払義務発生日の翌日から起算して50日経過してもなお支払われない場合やその他の解除事由が生じた場合は、事前に書面での通知をした上で、需給契約を解約することがあります。

13.電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・お客さまへの電気需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項をお客さまにて遵守していただきます。
 - ①送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には送配電事業者に通知すること
 - ②電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由ない限り承諾すること
 - ③お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること
 - ④電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと

14.お客さまへの付加サービス

- ・電気の契約種別が「プラスでんきプラン1」または「プラスでんきプラン2」のお客さま（以下の各条件に該当するお客さまに限ります。）は、それぞれ以下の付加サービスがご利用いただけます。

【当社のガスをご契約いただいているお客さま（ガス契約種別が一般供給約款または家庭用選択約款のお客さまに限ります。）】

- ・ポイントサービス
- ・ガス機器（家庭用ガス機器に限ります。）修理優遇サービス

【当社が指定する事業者のガスをご契約いただいているお客さま】

- ・ポイントサービス

15.旧事業者から当社に変更される場合の注意点

- ・お客さまが旧事業者から当社へ需給契約を変更される場合は、当社はお客さまに代わって旧事業者に対し需給契約の廃止取次を行う場合があります。
- ・旧事業者との需給契約解除に伴い、お客さまに違約金等の負担が発生する場合があります。
- ・お客さまは、お客さまの都合により当社の供給への変更を取り止める場合は、需給開始日の前日までに、当社にその旨を申し出ていただきます。

重要事項説明書

【別表】 料金表 (※下記の料金単価には消費税相当額を含みます。)

「プラスでんきプラン1」

区分		単位	料金単価
基本 料金	契約電流10アンペア	1契約	750円00銭
	契約電流15アンペア	1契約	750円00銭
	契約電流20アンペア	1契約	750円00銭
	契約電流30アンペア	1契約	750円00銭
	契約電流40アンペア	1契約	940円00銭
	契約電流50アンペア	1契約	1,110円00銭
	契約電流60アンペア	1契約	1,250円00銭
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円13銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	22円63銭
	300kWh超過分	1kWh	25円57銭

「プラスでんきプラン2」

区分		単位	料金単価
基本 料金	契約容量6キロボルトアンペア	1契約	1,250円00銭
	契約容量6キロボルトアンペア超過分	1kVA	208円00銭
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円13銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	22円63銭
	300kWh超過分	1kWh	25円57銭

「シングルプラン1」

区分		単位	料金単価
基本 料金	契約電流10アンペア	1契約	810円00銭
	契約電流15アンペア	1契約	810円00銭
	契約電流20アンペア	1契約	810円00銭
	契約電流30アンペア	1契約	810円00銭
	契約電流40アンペア	1契約	1,080円00銭
	契約電流50アンペア	1契約	1,350円00銭
	契約電流60アンペア	1契約	1,620円00銭
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円13銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	22円63銭
	300kWh超過分	1kWh	25円57銭

「シングルプラン2」

区分		単位	料金単価
基本 料金	契約容量6キロボルトアンペア	1契約	1,620円00銭
	契約容量6キロボルトアンペア超過分	1kVA	270円00銭
電力量 料金	最初の120kWhまで	1kWh	17円13銭
	120kWh超過300kWhまで	1kWh	22円63銭
	300kWh超過分	1kWh	25円57銭